堺市立学校に係る学校教材等費及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒（以下これらを「児童等」という。）に係る学校教材等費の徴収について必要な事項を定めるとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号。以下「法」という。）第１７条第４項の規定に基づく共済掛金の徴収について、法及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成１５年政令第３６９号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 堺市立学校　堺市立学校設置条例（昭和３９年条例第２８号）別表の各項の表に掲げる幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

(2) 学校教材等　次に掲げるもののうち、市長が指定するものをいう。

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３４条第２項（同法第４９条及び第６２条において準用する場合を含む。）（これらの規定を同法第８２条において準用する場合を含む。）の規定により使用する教材

イ　堺市立学校における教育活動において児童等が使用する消耗品

ウ　堺市立学校管理運営規則（昭和３２年教育委員会規則第９号）第３５条及び第３６条第１項の教育活動その他の教育課程に係る学校行事

エ　堺市立学校における教育活動において児童等が使用し、参加し、又は利用する役務

(3) 学校教材等費　学校教材等の使用、参加又は利用に係る費用をいう。

(4) 保護者等　児童等の保護者（学校教育法第１６条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により委託を受けた里親並びに里親がない場合において市長が児童等の監護及び教育をしていると認める者を含む。）及び堺市立学校に在籍する生徒（成年に達している者に限る。）をいう。

（学校教材等費の徴収）

第３条　市長は、保護者等から学校教材等費を徴収する。

２　市長は、毎年度教育委員会の意見を聴いて学校教材等費の総額を定めるとともに、学校教材等費の徴収に先立って、保護者等に徴収額を通知するものとする。

（学校教材等費の納付）

第４条　前条第２項の規定により通知する学校教材等費の徴収額は、９期に分けて納付を

受けるものとし、各期における納付額は、次の各号に掲げる期ごとの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表の左欄に掲げる第１期から第８期までの各期　前条第２項の規定により通知する学校教材等費の徴収額を９で除して得た額（当該額に１００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 別表の左欄に掲げる第９期　当該年度において要した学校教材等費の額から、第１期から第８期までの学校教材等費の納付額の合計額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）

２　保護者等は、前項の規定により算定した学校教材等費の額を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに納付しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、児童等の転入、転出その他特別の事情がある場合における納期限その他納付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（学校教材等費の減免）

第５条　市長は、特別の理由があると認めるときは、学校教材等費を減額し、又は免除することができる。

２　前項の規定により学校教材等費の減額又は免除を受けようとする保護者等は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（共済掛金の徴収）

第６条　市長は、法第１６条第１項の同意をした保護者等から、法第１７条第４項の規定に基づき共済掛金を徴収する。

２　前項の共済掛金の額は、次のとおりとする。

種別		年額（児童等１人当たり）
小学校、中学校及び特別支援学校	一般	４６０円
	要保護	２０円
高等学校	全日制	１，８２０円
	定時制	８３０円
幼稚園		２００円

備考　この表において、「一般」とは要保護以外の者を、「要保護」とは第８条第１号に該当する者をいう。

（共済掛金の納付）

第７条　保護者等は、前条第２項の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に定める額の共済掛金を、別表の左欄に掲げる第６期の納期限として同表の右欄に定める日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）（以下「共済掛金の納期限」という。）までに納付しなければならない。ただし、共済掛金の納期限後に、次条に規定する保護者等に該当しないことが判明し、又は法第１６条第１項の同意をした保護者等に係る共済掛金は、別表の左欄に掲げる第７期から第９期までの納期限として同表の右欄に定める日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）のいずれかのうち市長が定める日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、児童等の転入、転出その他特別の事情がある場合における納期限その他納付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（共済掛金の免除）

第８条　市長は、各年度の５月１日（同月２日以後に法第１６条第１項の同意をした保護者等にあっては、当該同意をした日）において次の各号のいずれかに該当する保護者等については、法第１７条第４項ただし書の規定により共済掛金を免除する。

(1) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者

(3) 堺市就学援助規則（昭和４９年教育委員会規則第１０号）第４条の規定により就学援助を受けることができる旨の決定を受けた者

(4) 堺市立学校設置条例別表の第５項の表に掲げる特別支援学校に就学する児童等の保護者等で、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和２９年政令第１５７号）第２条第１号に掲げる区分に該当するもの

（遅延損害金）

第９条　市長は、保護者等が納期限までに学校教材等費又は共済掛金を納付しないときは、市長が特に認める場合を除き、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の学校教材等費又は共済掛金の額（当該額に１，０００円未満の端数があるとき、又はその全額が２，０００円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てるものとする。）につき法定利率により計算した額の遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の額に市長が別に定める額未満の端数があるとき、又はその全額が市長が別に定める額未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てるものとする。

２　前項の遅延損害金の額を計算する場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

（還付及び充当）

第１０条　市長は、学校教材等費及び共済掛金に係る過誤納金があるとき又は共済掛金の

徴収後に保護者等が第８条に規定する保護者等に該当することが確定したときは、速やかにこれを還付するものとする。

２　市長は、第４条第１項及び第２項の規定により保護者等が納付した第１期から第８期までの学校教材等費の合計額が、児童等の欠席、使用を予定していた教材の価格の変更その他の事情により当該年度において要した学校教材等費の額を超えるときは、その超える額について速やかに還付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、未納の学校教材等費又はこれに係る遅延損害金があるときは、当該還付すべき学校教材等費を当該未納の学校教材等費又はこれに係る遅延損害金に充当するものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、未納の共済掛金又はこれに係る遅延損害金があるときは、当該還付すべき共済掛金を当該未納の共済掛金又はこれに係る遅延損害金に充当するものとする。

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、学校教材等費及び共済掛金の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

別表（第４条、第７条関係）

区分	納期限
第１期	７月末日
第２期	８月末日
第３期	９月末日
第４期	１０月末日
第５期	１１月末日
第６期	１２月末日
第７期	１月末日
第８期	２月末日
第９期	３月末日